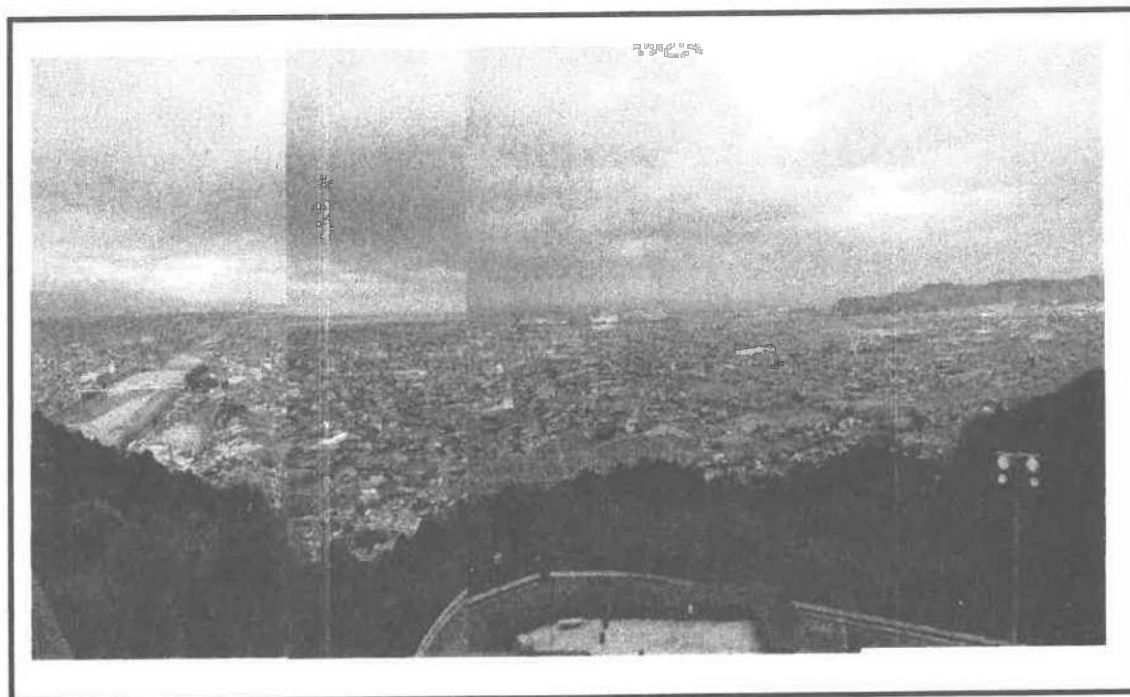


大町校区地区防災計画



大町校区全域（考古歴史館より）

平成 31 年 2月 作成

大 町 連 合 自 治 会

大町校区自主防災連絡協議会

は じ め に

大町校区地区防災計画の策定にあたって

大町校区の皆様には、平素より防災の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災では、地震・津波によって市町村の行政機能が麻痺してしまい、地域住民自身による「自助」、地域コミュニティにおける「共助」が避難所運営等において重要な役割を果たすなど、「公助」の限界が明らかになりました。

東日本大震災での経験を踏まえ、今後、発生が危惧されている南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、「自助」・「共助」の重要性が高まっています。

大規模な災害が発生した際に、発生直後の皆さま方の初動期の行動が命を守るための岐路になります。そのためには平常時からの備えが非常に重要となります。

皆さま方の地区の特性を把握するとともに、当該地区で発生が予想される災害を想定して、自らの命を守るための各家庭ごとの取り組み(自助)や地区全体での取り組み(共助)をあらかじめ計画し定め、地区全体で共有し、その計画に基づく防災訓練・避難訓練の実施、学習会の開催などにより、地区全体の防災力・減災力を高めていくことが不可欠です。

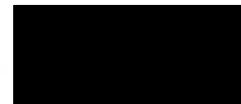
そこで、大町校区では、地域の様々な立場からご意見をいただき、市の協力を得ながら「地区防災計画」を策定したいと考えており、基本構想から具体的な策定に至る協議組織として、「大町校区地区防災計画策定委員会」を発足いたしました。

つきましては、当防災計画策定委員会のメンバーや地域住民の方が中心となり、「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」等について協議し災害に対し強い地域づくりを目指して策定をするものであります、よろしくお願いします。

平成 31 年 2 月

大町連合自治会

会長



— 目 次 —

1	目 的	1
2	基本方針	1
3	計画対象地域と策定主体	1～4
	(1) 地域の概要	1～2
	(2) 計画策定主体及び構成	3～4
4	地域の特性	5
	(1) 過去の災害	5
	(2) 今後想定される災害	5
	【1】 台風や大雨による集中豪雨による災害について	5
	【2】 地震による被害の想定について	5
	【3】 南海トラフ巨大地震による西条市へ影響する震度、津波高 ...	6
	【4】 南海トラフ巨大地震による西条市の建物被害・人的被害の想定結果...	7
	【5】 土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊)	7
	【6】 土砂災害(特別)警戒区域(土石流)	7
5	地域の防災対策上の課題	8～9
6	地域の課題と対策	10～13
7	「地区(自主)防災組織」の役割と活動について	14
8	自主防災組織の活動内容について	15
	(1)「平常時の主な活動」	15～16
	(2)「災害時の主な活動」	17～18
9	活動体制	19～21
	(1)組織の編成及び役割分担	19～20
	(2)活動計画及び活動支援計画	21

資 料 編

(資料1)	大町自主防災連絡協議会会則		23～26
(資料2)	大町校区自主防災連絡協議会 組織体制図		27
(資料3)	大町校区自主防災連絡協議会 災害時連絡網		28
(資料4)	防災関係機関		29
(資料5)	指定緊急避難場所及び指定避難所		30～31
(資料6)	災害時における避難所に関する協定(案)		32～34
(資料7)	防災資機材一覧表		35～36
(資料8)	災害時の避難行動マップ及び災害・避難カード		37～39
(資料9)	大町校区地区防災計画策定委員会 開催状況		40
(資料10)	大町校区地区防災計画策定委員会 名簿		41

大町校区地区防災計画

1 目的

この計画は、大町校区における防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

2 基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時発生などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。

そんな時、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

そこで、大町校区では「自分たちの地域は自分で守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取り組みを、計画的に推進するため、地域住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「大町校区地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。

3 計画対象地域と策定主体

(1) 地域の概要

大町校区は、東の室川、西の加茂川にはさまれており、西日本最高峰の石鎚山を背景に平坦部は比較的ゆるやかで、市街地を形成しており、加茂川の流れにより豊富な水資源を供給しています。

しかしながら、山間部は急峻な地形ゆえに、台風や低気圧の接近、前線の停滞による影響を受けやすくなっております。

また、平坦部については室川と隣接して界谷川が流れておりますが、ゆるやかな市街地を形成しているがゆえに、気象による災害を受けやすく、たびたび浸水による被害を受ける傾向となっております。

【1】 構 成

大町校区は、現在41の単位自治会により大町校区連合自治会が構成されている。

校区の中心部には、地域コミュニティの拠点である大町公民館が存在し、また、災害時には避難所として活用されている。

近年、高齢化と自治会離れが進行しており、防災対策を進める上での課題となっているが、平成21年7月18日には、校区の防災士で構成する「大町防災士会」を発足させ、連合自治会（自主防災組織）と連携して地域の防災力向上に努めている。

【2】 大町校区の年齢別人口

平成30年12月31日現在

年齢	人口(人)	構成比	年齢	人口(人)	構成比
0～4歳	403	3.8%	55～59歳	637	6.0%
5～9歳	495	4.7%	60～64歳	626	5.9%
10～14歳	546	5.2%	65～69歳	778	7.4%
15～19歳	498	4.7%	70～74歳	733	6.9%
20～24歳	474	4.5%	75～79歳	519	4.9%
25～29歳	422	4.0%	80～84歳	519	4.9%
30～34歳	530	5.0%	85～89歳	400	3.8%
35～39歳	613	5.8%	90～94歳	195	1.8%
40～44歳	758	7.2%	95～99歳	47	0.4%
45～49歳	748	7.1%	100～歳	6	0.1%
50～54歳	626	5.9%	合計	10,573	

65歳以上の人口：3,197人
大町校区の高齢化率：30.20%

【3】 大町校区の人口・世帯数

平成30年12月31日現在

世帯数	男	女	人口	高齢化率
4,884 世帯	5,038 人	5,535 人	10,573 人	
65歳以上	1,327 人	1,870 人	3,197 人	30.20%

(2) 計画策定主体及び構成

【1】 計画策定主体

「大町校区地区防災計画」は、大町連合自治会及び大町自主防災連絡協議会(41自治会)と大町地区防災士連絡協議会(防災士73名)が主体となり策定する。

【2】 構成

○ 自治会

平成30年4月1日現在

	自治会	世帯数	防災士(人)		自治会	世帯数	防災士(人)
1	朝日町	173	2	22	天皇	73	1
2	駅西	60	0	23	沢	110	1
3	駅一区	15	0	24	下小川	56	0
4	福森町	23	1	25	明神木	73	2
5	登り道	52	1	26	広坪	5	0
6	ポレスター	23	1	27	広見町	63	1
7	新玉通	42	1	28	平田町	35	0
8	南町1区	52	1	29	加茂町	230	4
9	南町2区	19	1	30	川原町	48	3
10	南町3区	27	1	31	中南	105	5
11	泉町	39	1	32	サンシャイン	75	2
12	若水町	34	0	33	大南上	55	4
13	北の丁上	74	1	34	大南下	64	1
14	北の丁中	124	6	35	西の川原	150	8
15	北の丁下	62	1	36	新田	146	3
16	清水北	53	2	37	地藏原	81	3
17	清水南	17	1	38	若葉町	250	3
18	中町小川	85	3	39	錦町	116	1
19	西町	35	1	40	春日町	60	2
20	岸陰	157	3	41	寿町	34	0
21	上小川	45	1			3,040	73

○ 大町地区防災士連絡協議会

- ・ 平成21年7月18日に「大町防災士会」を発足させ活動していたが、平成27年5月13日に会員の増員などがあり「大町地区防災士連絡協議会」と改名し新たなスタートとした。
- ・ 平成30年3月1日現在、73名の会員となっている。

○ 自主防災組織結成状況(大町地区)

平成30年4月1日現在

No	自治会名	設立年月日	組織名
1	南町1区	H18.1.12	南町1区自主防災連絡協議会
2	南町2区	H18.2.1	南町2区自主防災連絡協議会
3	南町3区	H18.2.1	南町3区自主防災連絡協議会
4	西の川原	H18.4.1	西の川原自主防災会
5	泉町	H18.4.1	泉町自主防災会
6	北の丁下	H18.4.1	北ノ丁下組自主防災会
7	登道	H18.4.1	登道自主防災会
8	加茂町	H18.4.16	加茂町自主防災会
9	地蔵原	H18.7.16	地蔵原自主防災会
10	明神木	H18.8.1	明神木自主防災会
11	天皇	H18.8.5	天皇自主防災会
12	清水北	H18.8.25	清水町北自治会自主防災会
13	西町	H18.8.25	西町自主防災会
14	大南下	H18.8.27	大南下自主防災会
15	春日町	H18.9.1	春日町自主防災会
16	新玉通	H18.9.1	新玉自主防災会
17	中町小川	H18.9.1	中町小川自主防災会
18	福森	H18.9.1	福森町自主防災会
19	朝日町	H18.9.5	朝日町自主防災会
20	沢	H18.9.7	沢自主防災会
21	岸陰	H18.9.10	岸陰自主防災会
22	北の丁上	H18.9.10	北ノ丁上自主防災会
23	新田	H18.10.1	新田自主防災会
24	大南上	H18.10.1	大南上自主防災会
25	中南	H18.10.1	中南自主防災会
26	若葉町	H19.1.10	若葉町自主防災会
27	川原町	H19.2.1	川原町自主防災会
28	駅本	H19.2.1	駅前一区自主防災会
29	寿町	H19.2.26	寿町自主防災会
30	錦町	H19.4.1	錦町自主防災会
31	サンシャイン西条	H19.4.1	サンシャイン西条自主防災会
32	駅西	H19.4.1	駅西自主防災会
33	北の丁中	H19.8.26	北の丁中自主防災会
34	ポレスター西条	H23.11.10	ポレスター西条自主防災会
35	清水南	H29.4.1	清水南自主防災会
36	上小川	H29.4.1	上小川自主防災会
37	下小川	H29.4.1	下小川自主防災会
38	広見町	H29.5.1	広見町自主防災会
39	広坪	H29.10.1	広坪自主防災会
40	若水町	H30.4.1	若水町自主防災会
41	平田町	未	
組織率 97.4% (41自治会のうち40自治会が結成済)			

4 地域の特徴

(1) 過去の災害

大町校区の東に位置する、界谷川は室川に合流しているが、現在、樋門による自然排水で対応しているため、内水面の上昇により、住宅・農地の冠水がたびたび発生しています。近年では、平成16年の災害により宅地浸水・農地冠水が発生し甚大な被害が出ております。

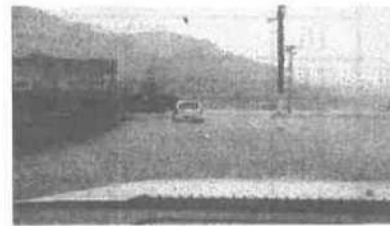
国道鷹丸線より
寿方面(冠水状況)



国道より寿西側
界谷川(増水状況)



地蔵原より若葉町
(冠水した地蔵原地区)



平成16年の台風による被害状況

(2) 今後想定される災害

【1】 台風や大雨による集中豪雨による災害について

人命や家屋などの財産、農産物などに大きな影響を及ぼす災害としては、集中豪雨や台風等による「洪水」や「土砂災害」「地震」による建物倒壊や火災などの被害が想定されます。特に、山沿いは「土砂災害特別警戒区域(急傾斜)」や「土石流危険区域」に指定されており、集中豪雨や台風時に特に警戒する必要があります。

【2】 地震による被害の想定について

愛媛県では、南海トラフ巨大地震など、本県に大きな影響を及ぼす5つの地震による被害想定結果を公表しております。

西条市の震度・土砂災害等の想定結果

	想定地震	地震規模 マグニチュード	震度	急傾斜	山腹崩壊
1	南海トラフ巨大地震	9	7	危険度高い	危険度高い
2	安芸灘～伊予灘～ 豊後水道のプレート内地震	7.4	6弱	危険度高い	危険度 やや高い
3	讃岐山脈南縁～石鎚山脈 北縁東部の地震	8	6強	危険度高い	危険度高い
4	石鎚山脈北縁の地震	7.3	6強	危険度高い	危険度高い
5	石鎚山脈北縁西部～伊予灘 の地震	8	7	危険度高い	危険度高い

【3】南海トラフ巨大地震による西条市へ影響する震度・津波高

(愛媛県地震被害想定結果)

項 目		西条市
最大震度		震度 7
最大津波高		3.4 m
津波到達時間	海面変動±20cm	5 分
	津波高+1m	222 分
	最高津波高	461 分
浸水面積	1cm以上	3,360 ha
	30cm以上	3,145 ha
	1m以上	2,649 ha
	2m以上	1,741 ha

※ 南海トラフ巨大地震が発生した場合、西条市では、最大震度7、津波の高さは最大3.4mと想定されているが、下記に大町校区の避難所の海拔を表示しておきますので、避難の際に参考にして下さい。

「大町校区の避難所等の海拔」

指定緊急避難所(避難所)	海 抜
西条市民公園	3.6m
東部ウイングサポートセンター	6.3m
大町公民館	5.4m
大町小学校	5.9m
西条南中学校	7.1m
西条農業高等学校	9.0m
総合文化会館	4.3m
総合福祉センター	3.3m

【4】 南海トラフ巨大地震による西条市の建物被害・人的被害の想定結果

愛媛県地震被害想定 H25.12.26公表

① 建物被害 西条市全建物数 85,887棟 (冬18時) 単位: 棟

	揺れ	液状化	土砂災害	津波	火災焼失	合計
全壊棟数	14,574	1,466	12	3,890	13,191	33,132
半壊棟数	11,832	1,866	29	3,814	—	17,541

② 人的被害 西条市人口:112,091人 ※H22国勢調査より(冬深夜) 単位: 人

	建物倒壊	土砂災害	津波	火災	合計
死者	826	47	2,592	230	3,648
負傷者	5,179	700	82	121	5,383

③ ライフライン被害

	上水道	下水道	電力	固定電話	L P ガス	
(単位)	(断水人口)	(支障人口)	(停電件数)	(不通回線)	容器転倒戸数	ガス漏洩戸数
	55,957	63,845	59,329	41,317	1,365	963
	99.80%	99.80%	99.80%	95.30%	—	—

④ 交通施設被害

	道 路	鉄 道	港 湾	漁 協
(単位)	(箇 所)	(箇 所)	(箇 所)	(箇 所)
	23	64	53	5

【5】 土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊)

No.	地区	区域名	警戒区域	特別警戒区域
1	福武	武丈	H21.3.27指定	H21.3.27指定

【6】 土砂災害(特別)警戒区域(土石流)

No.	地区	区域名	警戒区域	特別警戒区域
1	福武	界谷川	H21.3.27指定	
2	新田	常福寺谷川	H21.3.27指定	H21.3.27指定
3	新田	金剛院谷川	H21.3.27指定	

5 地域の防災対策上の課題等

区 分	課 題
(1) 共通事項	① ライフライン(電気・水道・ガス・通信)が停止する ② 防災資機材や備蓄物資の整備と保管は出来ているか ③ 防災意識を高めて行く必要がある ④ 防災組織体制の整備が必要である ⑤ 緊急時の連絡や安否確認ができる体制づくり ⑥ 地域全体の危険個所の把握
(2) 水 害 土砂災害	① 河川の氾濫・堤防の決壊による浸水被害の怖れ ② 河川の土石流・堆積土砂による越水の怖れ ③ 河川の越水による、床上、床下浸水の怖れ ④ 河川の橋に流木が詰まり氾濫する怖れ ⑤ 砂防ダムの決壊による(土砂災害警戒区域)土砂災害の怖れ ⑥ 道路が冠水して避難が難しい
(3) 地 震 津波災害	① 山の斜面のがけ崩れ等による土砂災害の怖れ ② 古い家屋やブロック塀の倒壊の怖れ ③ 住宅密集地における火災延焼の怖れ ④ 家具などの転倒防止など安全対策ができているか ⑤ 活断層による地震災害への影響について ⑥ 津波や液状化による影響について
(4) 避難対策	① 避難路が狭く、危険な場合がある ② 道路の冠水等により避難出来ない場合がある ③ 夜間に災害が発生した場合 ④ 避難所、避難場所が被害を受けた場合 ⑤ 早めの避難等、命を守るための行動を浸透させる ⑥ 近隣で安否を連絡し合う体制はとれているか
(5) 避難所について	① 避難所の開設と運営方法について ② 支援物資の配布について ③ トイレが使用できない時の対応は ④ 風呂について ⑤ 衛生管理について ⑥ 健康管理について ⑦ 避難所での生活について ⑧ ペットの対策について

区 分	課 題
(6) 要支援者への対策	① 要支援者が把握できているか ② 要支援員の確保ができているか ③ 支援方法の検討 ④ 身体不自由者等への対応は
(7) 各家庭での対策	① 備蓄品・非常持ち出し品等の確保 ② 避難経路・避難場所の確認ができていない ③ 建物の倒壊が想定される場合の対策 ④ 家屋等の転倒防止対策の実施
(8) その他	① 自治会未加入者への対応はどうか ② 家族の人数の把握ができていない ③ 被害地区の空き家の防犯対策が必要

6 地域の課題と対策

(個:個人 自:自治会 校:校区)

(1) 共通事項

課 題	対 策	個	自	校
① ライフライン(電気・水道・ガス・通信)が停止した場合	・ 緊急時の代替手段を準備しておく (発電機、保存水、卓上コンロ等の備蓄、)	○	○	○
② 防災資機材や備蓄物資の整備と保管について	・ 必要な資機材整備を検討する		○	○
	・ 個人や企業に資機材の災害時の使用を依頼する		○	
③ 防災意識を高めて行く必要がある	・ 防災説明会や防災訓練を実施する		○	○
	・ 自助・共助の重要性を周知する			○
④ 防災組織体制の整備が必要である	・ 各自治会ごとに防災計画を策定し、組織づくりや資機材の整備を行う		○	
	・ 防災士を養成する			○
⑤ 緊急時の連絡や安否確認ができる体制づくり	・ 近隣で確認し合う体制づくり	○	○	
	・ 自治会の連絡網の整備と要支援者を把握する	○	○	○
⑥ 地域全体の危険個所の把握	・ 危険個所の把握、タウンウォッチングの実施	○	○	○
	・ 住民への周知と、危険性について注意喚起する			○

(2) 水害・土砂災害

課 題	対 策	個	自	校
① 河川の氾濫・堤防の決壊による浸水被害の恐れ	・ 雨量などに注意し、気象情報や住民の情報も考慮する	○		○
	・ 早めの避難が大切である	○	○	
② 河川の土石流・堆積土砂による越水の恐れ	・ 雨量などに注意し、気象情報や住民の情報も考慮する		○	○
	・ 早めの避難が大切である	○	○	
③ 河川の越水に、床上・床下浸水の恐れ	・ 増水前に危険個所の点検を行い、状況等を見てはやめの避難をする	○		○
④ 河川の橋に流木が詰まり氾濫する恐れ	・ 増水前に危険個所の見廻りを行う	○	○	
	・ 早めの避難が大切である	○	○	

課 題	対 策	個	自	校
⑤ 砂防ダムが決壊による土砂災害の怖れ	・ 雨量などに注意し、気象情報や住民の情報も考慮する	○	○	
	・ 早めの避難が大切である	○	○	
⑥ 道路が冠水して避難が難しい	・ 複数の避難経路の確認をしておく	○	○	
	・ 早めの避難が大切である	○	○	

(3) 地震・津波災害

課 題	対 策	個	自	校
① 山の斜面のかけ崩れ等による土砂災害の怖れ	・ 早めに避難行動をとる	○	○	
② 古い家屋やブロック塀の倒壊の怖れ	・ ブロック塀やその他危険な構造物の点検を行う	○		○
	・ 危険を回避する措置の対応を依頼する		○	○
③ 住宅密集地における火災延焼の怖れ	・ 初期消火訓練の実施	○	○	○
	・ 火災の発生源を絶つ	○		
④ 家具などの転倒防止など安全対策ができているか	・ 家具の転倒防止やガラスの飛散防止対策を行う。	○		
⑤ 活断層による地震災害への影響について	・ 地震発生が活断層にどう影響するか、行政等からの情報収集をして判断する			○
⑥ 津波や液状化による影響について	・ 津波の影響度の想定と、液状化の発生個所を想定しておく		○	○

(4) 避難対策

課 題	対 策	個	自	校
① 避難路が狭く、危険な場合がある	・ 危険個所を回避できるよう、経路の確保をする	○	○	○
② 道路の冠水等により避難出来ない場合がある	・ 普段から、複数の避難経路を想定しておく	○	○	
③ 夜間に災害が発生した場合	・ 自宅内で待機し、災害の情報に注意をし、近隣者との団体行動をとる	○	○	

課 題	対 策	個	自	校
④ 避難所、避難場所が被害を受けた場合	・ 複数の避難場所を確認しておく	○	○	○
	・ 地域住民への迅速な連絡	○	○	
⑤ 早めの避難等、命を守るための行動を浸透させる	・ 災害情報に注意し、早めの対応をする	○	○	
	・ 避難訓練等を実施し、命を守る行動を浸透させる		○	○
⑥ 近隣で安否を連絡し合う体制はとれているのか	・ 放送塔により避難の通知をするのと、連絡網により個別に連絡する		○	○
	・ 連絡が取れない場合、個別に訪問して確認する（あらかじめ、確認する体制を作っておく）		○	○

(5) 避難所について

課 題	対 策	個	自	校
① 避難所の開設と運営方法について	・ 開設、運営については、マニュアルに基づき周知徹底を図る		○	○
② 支援物資の配布について	・ 食糧や生活用品等を必要な物資を迅速かつ適正に配布することに努める		○	○
③ トイレが使用できない時の対応は	・ 簡易トイレの設置、匂いやプライバシーに考慮する		○	○
④ 風呂について	・ 簡易シャワーの設置を検討する		○	○
⑤ 衛生管理について	・ 感染症の集団感染を防止等に努める	○	○	○
⑥ 健康管理について	・ 保健師や看護師さん等が協力して健康管理につとめる。		○	○
	・ 避難所生活でのストレスや身体の異常に注意する	○	○	○
⑦ 避難所での生活について	・ 複数日滞在する場合のプライバシー等考慮したスペースの確保		○	○
⑧ ペットの対策について	・ ペットの糞尿や匂い等の防止に努める	○	○	○
	・ ペットの避難スペースの確保と場所の検討を行う	○	○	○

(6)要支援者への対策

課 題	対 策	個	自	校
① 要支援者が把握できているか	・ 民生委員等と連携して対象者を把握する	○	○	
	・ その他支援が必要かどうか、自治会で判断し把握する		○	
② 要支援者の確保ができているか	・ 近隣の方で支援員を確保する	○	○	
	・ 原則として要支援者1名に対し、支援員2名の確保をする	○	○	
③ 支援方法の検討	・ 日頃から避難誘導訓練を実施するなど具体的な検討をする(薬手帳など必要書類等の確認)	○	○	
④ 身体不自由者等への対応は	・ 福祉避難所へ避難をする	○	○	○
	・ 車椅子など運搬方法を検討する	○	○	○

(7)各家庭での対策

課 題	対 策	個	自	校
① 備蓄品・非常持ち出し品等の確保	・ 水と食料の備蓄は最低7日分程度確保する	○		
	・ 食料等必要な物は、すぐに持ち出せるよう準備しておく	○		
② 避難経路・避難場所の確認ができていない	・ 行政や地域の防災情報により確認しておく	○		
	・ 事前に防災訓練等で経路と避難場所について確認する	○		
③ 建物の倒壊が想定される場合の対策	・ 事前調査を行い、耐震補強等の対策に努める	○		
	・ 地震の際、家の中で身を守る場所(平時に確認)に移動し安全確認後、戸外に脱出する	○		
④ 家具等の転倒防止対策の実施	・ 家具の固定等転倒対策をしておく	○		
	・ 寝室には転倒や落下するものは置かない	○		

(8)その他

課 題	対 策	個	自	校
① 自治会未加入者の対応はどうするか	・ 広報による防災情報の提供を行う		○	○
	・ 同時に、自治会に加入する必要性について啓発する		○	○
② 家族の人数の確認ができていない	・ 各自主防災組織や自治会において、区域内の家族の状況等について調査をする		○	○
③ 被害地区の空き家の防犯対策が必要	・ 地区ごとのパトロール体制を整備し、防犯対策に努める	○	○	○

7 「地区(自主)防災組織」の役割と活動について

○「自主防災組織とは」

1. 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織です。

(住民の隣保協同の精神にもとづく自発的な防災組織－災害対策基本法第5条第2項)

2. 公権力はない(住民の避難について自主的な活動)

3. 自分たちの住む自治会等で活動するのが原則

- ① 大規模災害時等に自分たちの地域の火災、救助に対応
- ② 簡単な消火、救助活動に従事
- ③ 訓練・装備は初期対応中心
- ④ 地域のリーダーのもと活動

○「自主防災組織の必要性」

1. 災害は、いつ発生するかわかりません、災害の規模によっては、道路の寸断や救助・救援要請の集中により、公共防災機関による支援、救出、救護が期待できないことがあります。

2. このような事態が発生したときには、それぞれの地域で、共助による防災活動を展開し、お互いの命や財産を守らなければなりません。また、地域の災害時要援護者となる高齢者、身体等に障がいのある方や介助の必要な方に救助の手を差し伸べることができるのは、身近にいる地域の皆さんです。

3. 自主防災組織を結成し、災害発生時の役割分担などの体制を整えておくとともに、災害時要援護者、避難経路などの情報を共有することで、一人でも多くの命を守ることができます。

4. これからの防災対策には、地域の皆さんが行政や各防災機関と一緒にやっていくことが求められています。

○「自主防災組織の活動」

1. 自主防災組織の活動には、平常時及び災害時の活動があります。

2. 平常時の活動の成果が、万が一の災害発生時に活かされますので、日ごろから地域の皆さんで、役割分担を決め、防災資材の備蓄状況や取り扱い方法、あるいは地域内の災害時要介護者などの情報確認などを行い、訓練を実施しておくことが大切です。

8 自主防災組織の活動内容について

(1) 「平常時の主な活動」

● 目的 — 災害が発生したとき、力を発揮できるよう事前の体制整備を行う。

- 1 地域住民への防災意識の普及活動
- 2 防災巡視・防災点検
- 3 防災用資機材の整備
- 4 「防災訓練」と「人材の育成」
- 5 避難行動要支援者対策と地域コミュニケーションの確保

1 地域住民への防災意識の普及活動

○防災対策は、まず住民一人ひとりが防災に関心を持ち、備えをすることが重要です。

・地域での防災意識の普及

防災対策は、災害時に被害を最小限に食い止めるため、大町校区の住民一人ひとりが防災に関心を持ち、正しい知識や情報を伝えられるよう準備することが必要です。

・家庭内で準備する事項

- ① 家庭間で災害時の行動の確認が大切
- ② 非常用持ち出し品の準備
- ③ 食料等の必要な物の備蓄
- ④ 事前に避難経路・避難場所等の確認
- ⑤ 家族全員の避難カードの作成等

2 防災巡視・防災点検

○防災の基本は、自分の住む地区を良く知ることです。地域内の危険箇所や防災上の問題を地域で協議し、改善する必要がある場合は、対策を立てて解決するとともに、地域の危険箇所等を周知するための危険箇所マップ等の作成を行います。

- ① 災害を受けやすい危険箇所の把握(地すべり、急傾斜地崩壊、土砂流発生危険箇所など)と危険防止措置の実施要請
- ② 災害の種類に合わせた地域の一時避難場所、避難所の選定
- ③ 災害時における避難経路の設定と経路上の危険箇所の把握と対策

3 防災用資機材の整備

○地域の実情に応じて、必要な資機材を準備しておき、日ごろから点検や使用方法の確認をしておきます。

- ① 消火器やバケツ等の準備や毛布、ビニールシート、救急箱、軍手等の資材の備蓄
- ② 要支援者の避難支援に活用するリヤカー、車椅子の資機材の備蓄

4 「防災訓練」と「人材育成」

○「防災訓練」

- ・ 実際に災害に直面したとき、適切な行動をとったり、判断をしたりすることは難しく、万が一の事態に遭遇しても落ち着いて行動できるように、繰り返し訓練を行う。
- ・ 大町校区は、複数の河川に囲まれた地区であることや、山際に関しては土石流による被害を想定した、訓練を実施することとする。
- ・ 通常の訓練として① 避難訓練 ② 消火訓練 ③ 救出救護訓練 ④ 炊き出し訓練 ⑤ 情報伝達訓練などを実施する。
- ・ 大規模な防災活動における指示系統や行動確認を行うための訓練として
① 災害図上訓練DIG ② 避難所運営ゲームHUG 訓練を実施する。
- ・ さらに、企業や学校機関等と連携して、災害の発生種類や、発生時刻を変更した訓練を実施する。

○「人材育成」

- ・ 災害はいつ発生するかわかりません、各自治会において災害に対する訓練を継続して実施し、繰り返し訓練を実施することが重要です。
- ・ 同時に、防災に関する知識や過去の災害等を伝承していくことが防災力を高めることに繋がり、大変重要である。
- ・ 防災士の資格取得や防災関係の研修等に参加し、防災知識や防災技術の習得を推進するなど、人材育成に努めることが重要である。

5 避難行動要支援者対策と地域コミュニケーションの確保

- ・ 「西条市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、地域にいる避難行動要支援者を地域で把握し、状況調査を行い、災害が起きた時に避難する際の地域支援者等を含め依頼するなど避難支援体制の整備を図る。
- ・ 地域のコミュニケーションの充実を図り、災害時の避難行動要支援者や一人暮らしの高齢者、妊婦、乳幼児など支援が必要な方の把握をする。
- ・ 各自治会において、以上を考慮した「ささえあいマップ」を作成する。

(2) 「災害時の主な活動」

- 目的 ー 災害時に「平常時の活動」で学んだ情報を有効に活用し、迅速な救出と救護活動を行い、人的な被害を最小限に抑制すること。

- 1 情報収集・伝達活動(連絡及び通報)
- 2 避難誘導活動
- 3 初期消火活動
- 4 避難行動要支援者の避難支援
- 5 避難所の開設・運営
- 6 給食・給水活動

1 情報収集・伝達活動(連絡及び通報)

- ・ 情報収集は、情報班を通じて本部(総務部)で集約し、住民に確実に伝わるよう徹底する。
- ・ 気象情報や行政からの情報等を収集し、必要に応じて地域住民に速やかに伝達する。
- ・ 消防団や住民からの被災状況等を収集する。

2 避難誘導活動

- ・ 地域住民や避難行動要支援者を避難所へ避難誘導及び避難支援を行う。
- ・ 市役所からの「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」の発令
- ・ 気象台からの「特別警報」や土砂災害の事前兆候等の情報
- ・ 避難行動をとる場合、関係機関と協議し、避難者が安全に避難できるように、避難路の危険箇所等に注意して誘導を行う。

3 初期消火活動

- ・ 家庭において、地震等により避難する場合、ガス等の元栓を閉めるなどの出火防止に努める。
- ・ 火災が起きた場合、初期の消火活動を協力して行う。
- ・ 初期消火活動は、火事の類焼、拡大を防ぐ目的で、消防署や消防団が到着したあとは指示に従います。

4 避難行動要支援者の避難支援

- ・ 地域住民や避難行動要支援者を避難所へ避難誘導及び避難支援を行う。
- ・ 災害の状況や被災地域及び被災するおそれのある地域などの情報を入手した場合、避難行動要支援者名簿の地域支援者に連絡する。
- ・ 避難行動要支援者等の安否について、地域支援者や緊急連絡網等を活用して、確認を行う。
- ・ 住民から、避難支援や協力要請があった場合、避難誘導班を中心に各班が連携して対応する。

5 避難所の開設・運営

- ・ 避難所については、「避難所開設・運営マニュアル」(H31～2ヶ年で作成予定)に基づいて活動する。
- ・ 避難所の開設は、市職員を派遣して開設することになっているが、場合によっては市職員の配置が遅れる場合も想定し、地区責任者が避難所の確認をし開放する。
- ・ 避難住民の健康状況の確認をするとともに、避難者台帳を整備し、安否確認情報や避難者状況の報告に活用する。
- ・ 災害の状況により、避難所の運営は、避難住民が実施する原則に基づき、リーダーを定め、役割分担等を行うようにする。

6 給食・給水活動

- ・ 給食給水班を中心に、公共機関とも連携しながら、炊き出しなどの給食、給水活動を行う。
- ・ 当初は、市の備蓄・地域の備蓄・個人の備蓄等緊急に活用できるものを配布する。
(配布の際は、食物アレルギー等に注意し、女性用品の配布など一定の配慮が必要)
- ・ 翌日以降は、地域などの協力を得て、食料の確保に努め、適切な配給を行う。
- ・ 避難所生活に関する活動は、それぞれ役割分担をするなど、協力して運営すること。

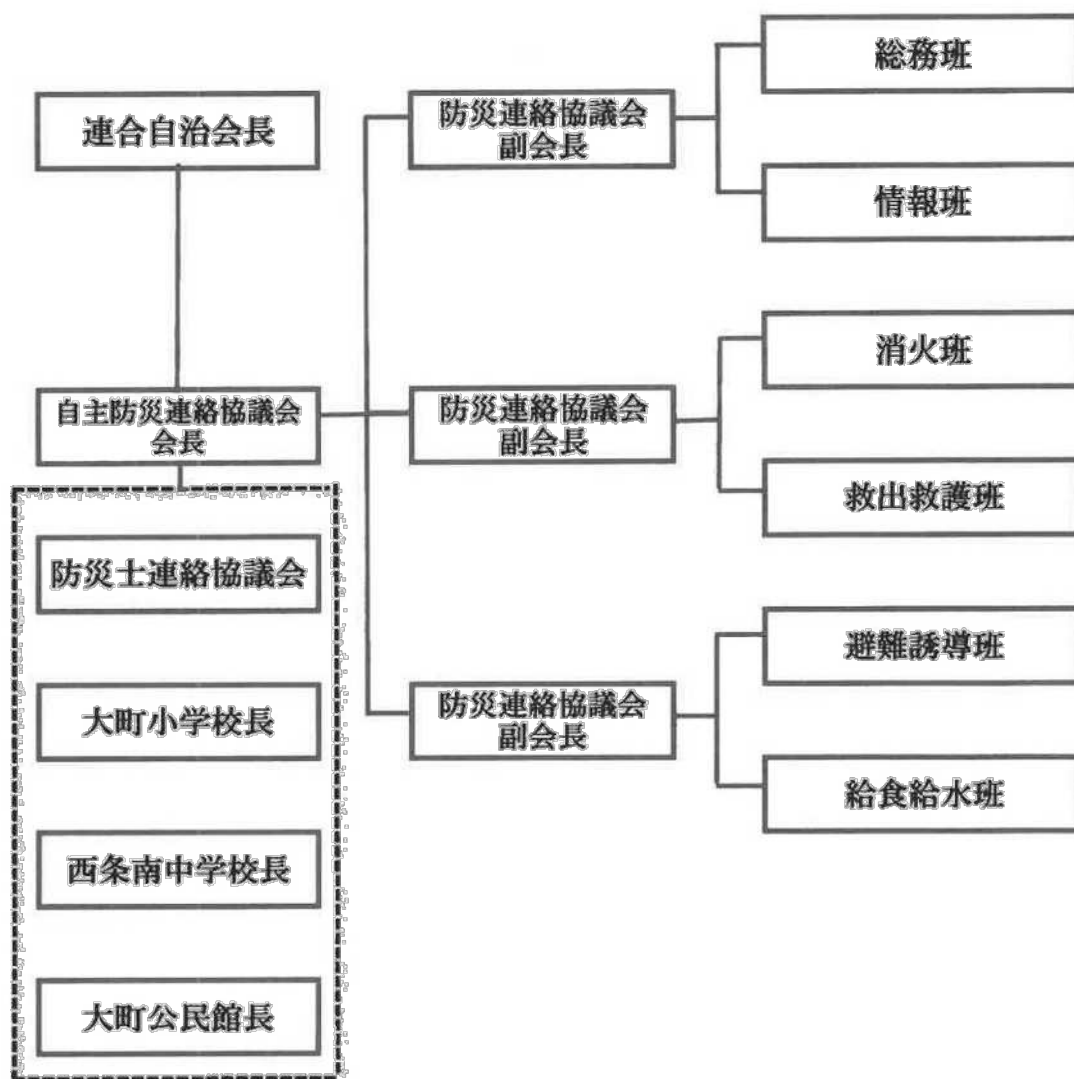
9 活動体制

(1) 組織の編成及び役割分担

【1】組織の編成

大町校区の連合自治会・大町自主防災連絡協議会及び大町地区防災士連絡協議会を中心にして、消防団・婦人会等の各種団体と連携した組織編成を行い、班編成・役割分担を決め、日頃からの災害への備えとともに、災害時に地域力を最大限発揮できるよう地域一丸となって取り組めるよう体制の整備を行う。

【2】大町自主防災連絡協議会組織図



【3】役割分担

班 名	平常時の役割	災害時の役割
本 部 (総務班)	○全体調整、関係機関との連携強化 ○規約、予算作成 ○役員会の開催 ○訓練等を含む活動全般の企画・運営	○対策本部の設置 ○被害・避難状況の全体把握 ○活動の指示 ○全体調整、関係機関との連絡・調整
情報班	○防災知識の普及、啓発 ○情報の収集、伝達用機材の準備と管理	○被害状況等に関する情報収集、伝達 ○避難所設置に伴う勧告等の伝達
消火班	○消火機材の整備・点検 ○初期消火訓練の実施	○初期消火(消火器・バケツリレー等) ○地震時の出火防止の呼びかけ
救出救護班	○応急手当の知識の普及 ○救出応急手当用機材の整備・点検 ○応急手当等訓練の実施	○負傷者の救出や応急手当
避難誘導班	○避難経路の点検 ○避難行動要支援者の支援体制整備	○住民の避難誘導 ○避難行動要支援者の支援
給食給水班	○給食機材や備蓄物資の整備・点検 ○炊き出し訓練、給水訓練の実施	○炊き出し等の給食・給水活動

(2) 活動計画及び活動支援計画

【1】年間活動計画(5ヶ年計画)

本計画の目的・基本方針を達成するため、次のような活動を行う。

項 目	具体的内容	実施年度				
		1年目 (31年)	2年目	3年目	4年目	5年目
防災知識の普及	・防災先進地研修	○	○	○		
	・防災に関するアンケート実施・標語募集	○	○			
	・防災情報の周知(未加入世帯含む)	○	○	○	○	○
	・タウンウォッチングの実施	○	○			
避難対策・周知 連絡体制の整備	・避難所、避難経路の見直し	○	○	○	○	○
	・情報取得手段の確保	○	○			
	・近隣の連絡体制の整備	○	○			
避難行動要支援 者の対策	・避難行動要支援者名簿の登録・更新	○	○	○	○	○
	・避難時の支援者要請	○	○	○	○	○
人材育成	・防災士の養成	○	○			
	・防災研修会の実施	○	○	○	○	○
避難誘導等の 防災活動	・自治会での防災訓練の実施	○	○	○	○	○
	・校区全体の防災訓練の実施	○		○		
避難所開設・運営	・避難所開設・運営マニュアルの作成	○	○			

【2】活動支援計画

課題を解決するために次の活動を行う。

活 動 内 容	目 標 時 期
防災資機材・備蓄物資の充実	平成31～(5ヶ年)
界谷川の早期整備・その他河川・道路等の危険箇所の確認(必要に応じ、行政等への対応要請)	平成31～(5ヶ年)

【3】計画の見直し

本計画は、防災訓練等の実施結果を検証し、地域情勢の変化などを踏まえて、随時見直しをおこなう。

資 料 編

(資料1)	大町自主防災連絡協議会会則		23～26
(資料2)	大町校区自主防災連絡協議会 組織体制図		27
(資料3)	大町校区自主防災連絡協議会 災害時連絡網		28
(資料4)	防災関係機関		29
(資料5)	指定緊急避難場所及び指定避難所		30～31
(資料6)	災害時における避難所に関する協定(案)		32～34
(資料7)	防災資機材一覧表		35～36
(資料8)	災害時の避難行動マップ及び災害・避難カード		37～39
(資料9)	大町校区地区防災計画策定委員会 開催状況		40
(資料10)	大町校区地区防災計画策定委員会 名簿		41

当初制定 平成17年 6 月20日

一部改正 平成25年 6 月29日

第1章 総則

(名称及び所在)

第1条 本会は、大町自主防災連絡協議会と称し、事務所を西条市大町225番地10大町公民館内に置く。

(目的)

第2条 本会は、大町校区内の災害(火災、水害、地震等以下「災害と言う」)による被害について、住民相互共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、被害の防止と軽減を図り、住民の生活福祉に、安心と安全な環境を維持することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的を達成するため、各自治会と行政、関係機関、諸団体との連携を保ちつつ次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害予防に関すること。
- (3) 災害発生時における情報の伝達・収集、初期火災、救出・救援及び避難誘導等の応急対応に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 本会は、大町連合自治会員をもって組織する。

第2章 役員及び事務局等

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 4名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局員 若干名
- (7) 理事 自治会、防災士会、諸団体等の代表者等

(役員の選出)

第6条 会長及び監事は連合自治会と同一とし、副会長に公民館長を含め、その他の役員は会長が委嘱する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし再任は妨げない。ただし、補欠により就任した役員はの任期は前任者の残存期間とする。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括し、目的達成のため指示する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を司る。
- (4) 監事は、会務及び会計の状況を監査する。
- (5) 事務局長は、本会の事務全般を行う。
- (6) 理事は、関係諸団体との連絡・調整を図り会務の運営にあたりとともに、防災における専門的な立場での指導と事業活動の企画及び実施に参画する。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び事務局員若干名を置く。

第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、各単位自治会長及び役員、連合自治会運営委員をもって構成し、毎年1回開催し、次の事項を審議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 会計報告及び予算
- (3) 事業報告及び事業計画
- (4) その他役員において必要と認める事項

(臨時総会)

第11条 臨時総会は、役員及び運営委員の過半数、また単位自治会長の3分の1以上が必要と認めたときに開くことができる。

(役員会)

第12条 本会の目的を達成するため、防災上必要に応じ適宜役員会を開くことができる。

(議事)

第13条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

2 総会の議長は、副会長がこれにあたり、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(地区防災計画)

第14条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画を作成する。

2 地区防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の把握に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項。

第4章 会計

(会計)

第15条 本会の経費は、大町連合自治会からの繰入金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

附則

- 1 本会の運営上、必要に応じ細則をもうけることができる。
- 2 この会則は、平成25年6月29日から施行する。
- 3 この会則は、平成31年 月 日から施行する。

指定緊急避難場所及び指定避難所

(資料5)

(1) 市の指定緊急避難場所及び指定避難所

指定緊急避難場所及び指定避難所の種類	大町地区が利用する避難場所	
① 指定緊急避難場所 ○ 災害が発生または発生するおそれがある場合、危険から逃れるための避難場所として、一定の基準を満たす施設または場所を指定する。	施設名	避難人数
	大町小学校	(校舎・体育館) 3,154人
		(グラウンド) 3,575人
	西条南中学校	(校舎・体育館) 3,268人
		(グラウンド) 6,147人
	西条農業高等学校	(校舎・体育館) 6,288人
		(グラウンド) 9,280人
	東部ウイングサポートセンター(建物) 327人	
	大町公民館(建物) 563人	
	西条市民公園 17,097人	
	総合文化会館	(建物) 4,060人
		(駐車場) 4,496人
② 指定避難所 ○ 災害の危険性があり、避難した住民等が災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在するため、または災害により家に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設です。	大町小学校	(建物) 4,032人
		(駐車場) 1,612人
	施設名	避難人数
	大町小学校	南校舎 756人
		北校舎 316人
		体育館 189人
	西条南中学校	本校舎 1,028人
		体育館 185人
		柔剣道 95人
	西条農業高等学校	本館 507人
		第二教棟 574人
		特別教棟 317人
		造園教棟 176人
		農業教棟 231人
		林業教棟 212人
		体育館 292人
		第二体育館 60人
		武道場 67人
	東部ウイングサポートセンター 131人	
	大町公民館 225人	
③ 福祉避難所 ○ 高齢者や障がい者など、特別の配慮を必要とする方が避難する施設です。	・市内では総合福祉センターなど32施設があります	

(2) 各地区で指定する一時避難場所

一時避難場所	使用場所
○ 災害が発生した場合に、各地区単位で一時的に避難する最も身近な避難場所です。 (留意点) ・ 自治会ごとに身近な避難場所を決めておく必要があります。 ・ 災害時には自分で判断して、最も安全に避難できる避難場所に避難すること。 ・ 自治会単位での安否確認は、避難所間の連携により行う。	1 西条市民公園 2 村上記念病院 3 伊予西条駅前 4 西条図書館 5 ザグザグ西条大町店 6 伊予西条駅南側 7 大町会館 8 沢集会所 9 マルナカ西条店 10 下小川集会所 11 立正佼成会 12 西条神社 13 武丈公園 14 西の川原集会所 15 新田集会所 16 地藏原集会所 17 若葉町集会所 18 レクザム西条 19 ポレスター1階 エントランス 20 西条図書館

災害時における避難所に関する協定(案) (資料6)

西条市域で、台風若しくは地震等による非常災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という)において、 _____ (以下「甲」という。)と大町連合自治会(以下「乙」という。)は地域住民の安全確保のため避難施設として、甲の所有する施設及び土地の利用に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。

(対象施設及び土地)

第3条 対象とする施設は、甲の所有する _____ 及び _____ とする。

2 施設の安全な使用のため、避難所として使用される範囲及び収容人員は、災害時の状況に応じ、甲の活動を妨げない範囲で甲乙協議の上、決定する。

3 乙は、前項の決定を遵守し、施設を適切に使用する。

(避難所の開設)

第4条 乙は、地域住民に避難の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて甲に対し予め連絡し、前条に定める施設の可否について確認するものとする。ただし、突発的な災害により被災した地域住民が施設に避難してきた場合において、甲の職員がいるときは直ちにこれを受け入れる。

2 乙は、甲の所有する施設を避難所として使用するとき、その旨を西条市に連絡する。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲、乙が共同で行うものとする。

2 施設の開閉は甲の責任において行うものとする。

3 施設の使用期間は、原則として避難勧告等の発令の日から解除の日までの間とする。
ただし、発生した被害の状況により期間延長等の必要があるときは、その都度甲乙協議して決定する。

(経費の負担)

第6条 避難所の開設に係る施設借用費用は、無償とする。

2 乙は、避難所の運営に関して、やむを得ず甲の所有する備品等を使用したとき、その経費を負担するものとする。

3 乙は、避難住民が甲の施設及び備品等を破損、毀損、汚損又は紛失したときは、賠償の責を負う。

4 前項の規定による賠償額について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その額を決定するものとする。

(避難所の閉鎖及び現状回復)

第7条 乙は、甲の管理する施設の避難所としての使用を終了するときは、甲及び西条市に報告するときに施設を現状に復するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲は、避難所の開設によって知り得た個人情報の保護に努め、みだりに開示してはならない。

(責任連絡者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては_____とし、乙においては乙の会長とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、有効期間が満了する1ヵ月前までに、甲乙いずれからも解除の申し入れがないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めてない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成31年 月 日

	住所	_____
甲	社名(団体名)	_____
	代表者(役職・氏名)	_____

	西条市大町225番地10
乙	大町校区連合自治会
	会 長



防災資機材一覧表

(資料7)

○ 大町公民館

	用 途	品 目	数 量	備 考
1	救護	救急箱	2	公民館事務室
2	生活用品	毛布	40	公民館内防災倉庫
3	生活用品	マンホールトイレ	2	〃
4	生活用品	トイレ用凝固剤	1	〃
5	避難所の運営	トイレ用テント	2	〃
6	避難所の運営	手回し発電ラジオライト	5	〃
7	避難所の運営	発電機	1	〃
8	避難所の運営	ガソリン携行缶	1	〃
9	避難所の運営	投光器	1	〃
10	避難所の運営	投光器用三脚	1	〃

○ 大町小学校 (防災機材倉庫保管)

	用 途	品 目	数 量	備 考
1	給食・給水	救急コーンポタージュ	690	130g(児童用)
2	給食・給水	携帯用浄水器	2	
3	生活用品	毛布	60	
4	生活用品	パーソナルテント	2	Sタイプ
5	生活用品	マンホールトイレ	2	
6	生活用品	多目的フクトイレ	25	段ボール仕様
7	生活用品	非常用トイレ	200	凝固剤 回収袋等
8	生活用品	トイレ用テント	2	ユニテントデラックス
9	避難所の運営	スタンダード三脚スタンド	1	
10	避難所の運営	抗菌ウォータータンク	5	
11	避難所の運営	非常用ローソク	15	
12	避難所の運営	折りたたみ布担架	1	
13	避難所の運営	サークルライト	1	SCL-50 5灯式
14	避難所の運営	発電機	1	EU24i
15	避難所の運営	ガソリン携行缶	1	

その他備品

	品 名	数 量	備 考
1	応急用医薬品	7	保健室保管
2	毛布	2	保健室保管
3	テレビ	8	職員室1・放送室7
4	ラジオ	29	各クラス・音楽室
5	扇風機	28	学年資料室
6	ストーブ	30	ストーブ保管庫(北校舎北)
7	ショベル	13	体育倉庫
8	ハンマー	3	体育倉庫 等

防災関係機関

(資料4)

(1) 関係機関

名 称	所在地	連絡先
西条市役所	西条市明屋敷164	0897-56-5151
西条市防災専用電話	(災害対策水防本部)	0897-52-1400
西条市東消防署	西条市新田183-1	0897-55-0119
西条警察署	西条市新田133-1	0897-56-0110
西条警察署駅前交番	西条市大町796-2	0897-56-7889
大町公民館	西条市大町225-10	0897-56-3835

(2) 医療機関

(二次救急医療機関)

名 称	所在地	連絡先
済生会西条病院	西条市朔日市269-1	0897-55-5100
西条中央病院	西条市朔日市804	0897-56-0300
村上記念病院	西条市大町739	0897-56-2300

(地区内の医療機関)

名 称	所在地	連絡先
西条愛寿会病院	西条市福武甲158-1	0897-55-2300
こもだ内科神経科医院	西条市福武甲1126-1	0897-56-9511
和田内科・皮膚科	西条市大町84-15	0897-55-0515
秋山医院	西条市大町1352-1	0897-56-0885

○ 西条南中学校 (防災機材倉庫保管)

	用 途	品 目	数 量	備 考
1	生活用品	毛布	100	
2	避難所の運営	パーソナルテント	2	
3	避難所の運営	マンホールトイレ	2	
4	避難所の運営	簡易トイレ	35	
5	避難所の運営	ユニット式サークルライト	1	
6	避難所の運営	ホンダ発電機	1	
7	避難所の運営	ガソリン携行缶	1	
その他備品				
	品 名		数 量	備 考
1	応急用医薬品		5	保健室保管
2	毛布		2	保健室保管
3	テレビ		2	
4	ラジオ		10	
5	扇風機		26	
6	ストーブ		6	
7	AED		1	

○ 西条農業高等学校

	用 途	品 目	数 量	備 考
1	生活用品	トイレ用テント	2	
2	生活用品	マンホールトイレ	2	
3	避難所の運営	投光器	1	
4	避難所の運営	投光器用三脚	1	
5	避難所の運営	ホンダ発電機	1	
6	避難所の運営	ガソリン携行缶	1	

○ 東部ウイングサポートセンター

	用 途	品 目	数 量	備 考
1	生活用品	トイレ用テント	2	
2	生活用品	マンホールトイレ	2	
3	避難所の運営	投光器	1	
4	避難所の運営	投光器用三脚	1	
5	避難所の運営	ホンダ発電機	1	
6	避難所の運営	ガソリン携行缶	1	

(資 料 8)

1. 災害時の避難行動マップ

37

2. 災害・避難カード

38・39

朝日町

災害時の避難行動マップ

気を付けて!!

1. 空き家

耐震性が低いと倒壊しやすく、
無人のため火災延焼の危険あり

2. 古いブロック塀

大きな地震では倒壊する危険性があるため近づかない

3. 狭い道

近くの家が倒壊した時、道がふさがって通りにくくなる可能性あり

西条市民公園(一時避難場所)

村上記念病院(一時避難場所)

【地域の避難先の例】

各自治会の一時避難場所へ集合し、下記の避難先へ移動しましょう。

【お願い】

・高齢者や障がいのある方など、自力で避難が難しい方は、地域で協力して避難先へ誘導しましょう。

避難所一覧

電話番号

1	大町公民館	56-3835
2	大町小学校	56-2114
3	西条南中学校	56-0380
4	東部ウイングサポートセンター	56-8114
5	西条農業高等学校	56-3611

※ あらゆる災害の情報等に対応できる連絡先です。

西条市防災専用電話(災害対策水防本部)

(0897) 52-1400

避難所へ

朝日町

37

西条市 大町地区「災害・避難カード」オモテ 1人1枚

点線をはさみで切って使用しましょう。(6人分)

「災害・避難カード」一わたしの情報

ふりがな 名 前		
性 別	血液型	
生年月日		
住 所		
電話番号		
留意事項	持病、飲んでいる薬など	

避難時は、このカードを持って行く！

「災害・避難カード」一わたしの情報

ふりがな 名 前		
性 別	血液型	
生年月日		
住 所		
電話番号		
留意事項	持病、飲んでいる薬など	

避難時は、このカードを持って行く！

「災害・避難カード」一わたしの情報

ふりがな 名 前		
性 別	血液型	
生年月日		
住 所		
電話番号		
留意事項	持病、飲んでいる薬など	

避難時は、このカードを持って行く！

「災害・避難カード」一わたしの情報

ふりがな 名 前		
性 別	血液型	
生年月日		
住 所		
電話番号		
留意事項	持病、飲んでいる薬など	

避難時は、このカードを持って行く！

「災害・避難カード」一わたしの情報

ふりがな 名 前		
性 別	血液型	
生年月日		
住 所		
電話番号		
留意事項	持病、飲んでいる薬など	

避難時は、このカードを持って行く！

「災害・避難カード」一わたしの情報

ふりがな 名 前		
性 別	血液型	
生年月日		
住 所		
電話番号		
留意事項	持病、飲んでいる薬など	

避難時は、このカードを持って行く！

西条市 大町地区「災害・避難カード」 ウラ 1人1枚

点線をはさみで切って使用しましょう。(6人分)

家族（頼りになる人）の緊急連絡先

氏名

連絡先（職場・携帯など）

家族（頼りになる人）の緊急連絡先

氏名

連絡先（職場・携帯など）

電話が
つながらないときは、**171**（災害用伝言ダイヤル）

※音声説明あり

自分の居場所を伝える

録音「1」

家族の居場所を調べる

再生「2」

電話が
つながらないときは、**171**（災害用伝言ダイヤル）

※音声説明あり

自分の居場所を伝える

録音「1」

家族の居場所を調べる

再生「2」

家族（頼りになる人）の緊急連絡先

氏名

連絡先（職場・携帯など）

家族（頼りになる人）の緊急連絡先

氏名

連絡先（職場・携帯など）

電話が
つながらないときは、**171**（災害用伝言ダイヤル）

※音声説明あり

自分の居場所を伝える

録音「1」

家族の居場所を調べる

再生「2」

電話が
つながらないときは、**171**（災害用伝言ダイヤル）

※音声説明あり

自分の居場所を伝える

録音「1」

家族の居場所を調べる

再生「2」

家族（頼りになる人）の緊急連絡先

氏名

連絡先（職場・携帯など）

家族（頼りになる人）の緊急連絡先

氏名

連絡先（職場・携帯など）

電話が
つながらないときは、**171**（災害用伝言ダイヤル）

※音声説明あり

自分の居場所を伝える

録音「1」

家族の居場所を調べる

再生「2」

電話が
つながらないときは、**171**（災害用伝言ダイヤル）

※音声説明あり

自分の居場所を伝える

録音「1」

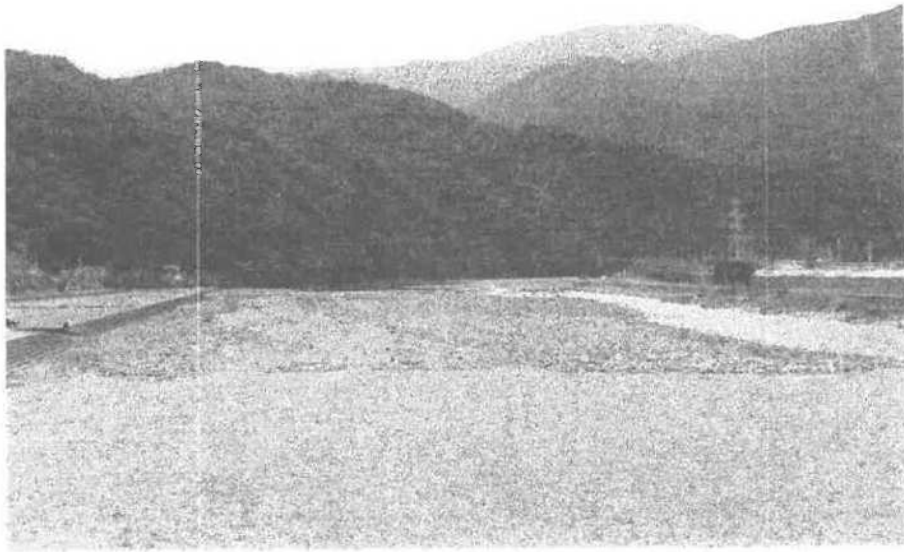
家族の居場所を調べる

再生「2」

平成30年度 大町校区地区防災計画策定委員会 開催状況

(資料9)

会 議	日 ・ 時	場 所	内 容
キックオフ会議	7月19日 (木) 19時30分～	大町公民館	○地区防災計画策定の経緯、主旨説明 ○地区防災計画策定方針 ○今後のスケジュール
第1回	8月23日 (木) 19時30分～予定	(台風20号接近 のため延期)	○単位自治会の取組状況について ○地域の災害の想定 ○危険個所の確認等
第2回	9月26日 (水) 19時30分～	大町公民館 (第1回・第2回を 同時に開催)	○課題の洗いだしと確認 ○災害の特性と現状の確認と対策を 検討する
第3回	10月21日 (日) 9時00分～	大町公民館 各エリア	○タウンウォッチングの実施 ・地域の危険な箇所等を調査する。
第4回	11月22日 (木) 19時00分～	大町公民館	○タウンウォッチングの整理等 ・地域の危険な箇所等を調査結果を 整理し方針の検討をする。
第5回	2月22日 (金) 19時00分～	大町公民館	○地区防災計画(案)の最終確認 ・最終確認を行い、今後の活用等 についての情報共有を行う。



加茂川(伊曾の橋より)

平成31年2月22日 策定

大町連合自治会・大町校区自主防災連絡協議会

事務局 大町公民館（西条市大町225-10）

TEL：0897-56-3835